

支援員助手導入支援事業の実施及び関係資料について

【事業の申込】

- 1 事業申込書をかながわ高齢協へ FAX 又はメールで送ってください。
- 2 かながわ高齢協の支援員助手募集を希望する場合は、希望にチェックを入れてください。

FAX 045-311-8768 メール k-amk@kanagawa-koureikyo.or.jp

- 3 かながわ高齢協から開始届や報告書様式等のデータが送られます。

【事業の開始】

- 1 支援員助手の採用や振替が決まりましたら、事業開始届をワードで作成してください。
- 2 業務マニュアルを記載例に基づきワードで作成してください。
- 3 事業開始届と業務マニュアルをかながわ高齢協へメールで送って下さい。

【事業の実施】

- 1 支援員助手業務について記載要領を参考にして次の報告書を作成してください。
※ この事業に参加することで特別な支援員業務を行う必要はありません。
 - (1) 支援員助手導入の評価及び効果
 - (2) 支援員助手導入の概要
 - (3) 職場指導・意識調査報告書
- 2 かながわ高齢協開催の研修へ参加
インターネットで研修を実施しますので、支援員助手を参加させてください。代替職員経費として、1人5,000円の支援します。
- 3 アドバイザーとの連絡
 - (1) かながわ高齢協が事業開始届を受領後、アドバイザーを選任してお知らせします。
 - (2) アドバイザーと面接や電話などで2回程度連絡をとります。

【事業の完了】

- 1 事業完了報告書に次の報告書等を添付してかながわ高齢協へメールで送ってください。
 - (1) 支援員助手導入の評価及び効果
 - (2) 業務マニュアル (但し、当初提出のマニュアルに修正があった場合のみ添付します。)
 - (3) 支援員助手導入の概要
 - (4) 職場指導・意識調査報告書
 - (5) 経費請求書

【アドバイザー】

- 1 実施施設から事業開始届を受領後、かながわ高齢協が実施施設の意見を聞きアドバイザーを選考します。
- 2 かながわ高齢協から実施施設に選考したアドバイザーを連絡します。
- 3 アドバイザーから電話等で実施施設に連絡して貰いますので、意見交換してください。
- 4 事業終了までの間にアドバイザーと連絡を取り、出来れば面接により意見交換やアドバイスを受けてください。

問い合わせ先

〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番地2

TEL 045-311-8745 FAX 045-311-8768

E-mail k-amk@kanagawa-koureikyo.or.jp